

飯豊町ふるさと定住いいですね条例

飯豊町は、住宅取得の支援や、結婚・出産・子どもの入学といった人生の節目にお祝いを贈る「飯豊町ふるさと定住いいですね条例」を制定した。住民のライフステージに合わせた継続的な支援で、「ふるさといいで」への定住を推進する。

特集

移住促進と自治体

1 飯豊町の概況

飯豊町は、山形県の南西部に位置し、全域が特別豪雪地帯及び過疎地域の指定を受けています。総面積約330km²のうち8割以上を緑豊かな山林が占めます。飯豊連峰から流れる清流白川が町を縦断し、最上川に注いでいます。また、全国的にも数少ない屋敷林に囲まれた、田園散居集落が美しい景観を形成しています。基幹産業は農業、林業、畜産業です。日本三大和牛と言われる「米沢牛」の主生産地として畜産も盛んに行われていま



す。米沢牛の他にも米やアスパラガス、こくわワイン、どぶろくなどが特産です。

また、本町は特定非営利活動法人「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。「日本で最も美しい村」連合とは、素晴らしい環境資源を持ちながら厳しい環境にある町村が、自らの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行い、地域の自立を推進すること、また、景観や環境を守り、地域の特色を観光資源として付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目指す、全国の60町村又は地域で構成されています。

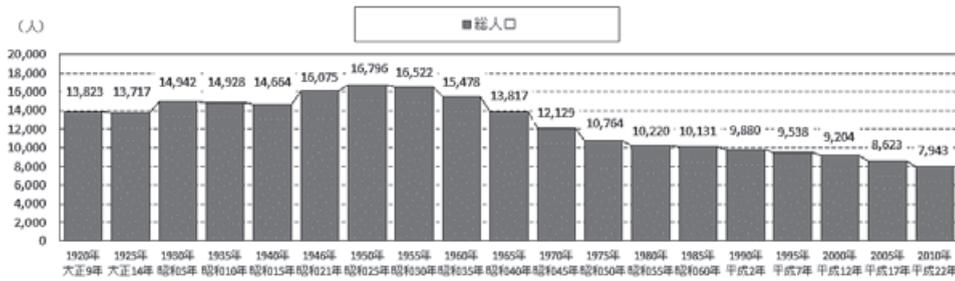
飯豊町 課室
豊政 画策
町務 政
総務 政
飯総 総

2 飯豊町の人口動態

日本の総人口は2008年(平成20年)をピークに減少に転じました。今後、加速度的に人口減少が進み、2060年には、約8700万人まで減少するとの見通しが示されています。人口減少は、地方では都市部に比べて早くからその傾向が顕著に現れ、徐々に、かつ確実に進行してきました。

本町では、1950年(昭和25年)をピークに人口が減少し続けており、2016年(平

図1



は、地域経済・租税・福祉・医療・教育など、様々な分野へ影響を及ぼすものと考えられています。とりわけ若者世代の著しい減少による集落環境の変化は、地域づくりの担い手不足や産業の弱体化など地域活力の低下を引き起こす恐れがあります。本町がこれまで培ってきた地域コミュニティや伝統文化を後世に継承し

成28年) 4月現在の人口は、最も多かった1950年の1万6796人から9000人余り減少し7507人となっています。直近10年間をみても、平均して1年間に1300人程の人口が減少しています(図1)。

人口減少と少子化、高齢化、若者の晩婚化

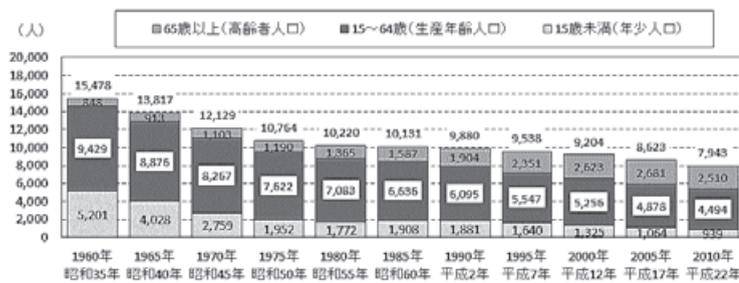
この結果を受けて、町はもちろん、町民からも、「大変残念なことだ。」「地方交付税に大きな影響が出るのでは。」との心配の声が上がり、減少の激しい地域では、「将来、この地域に残れるのだろうか。」と、不安がよぎったことも事実です。

ていくためにも、移住・定住を含めた人口対策は喫緊の、そして継続的な政策課題となっています。

3 「飯豊町ふるさと定住いいですね条例」の誕生背景

本町では、1990年(平成2年)の国勢調査において総人口が初めて1万人を割りこみました。また、この年に初めて65歳以上の高齢者人口が、15歳未満の年少人口を上回りました(図2)。

図2



人口減少や少子高齢化の進行が社会構造を大きく変化させ、地域コミュニティの維持や郷土文化、祭りなどの農山村生活へ影響を与えかねないことに危惧を抱き、町では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる町を実現し、若者の定住化と人口増加に取り組むため、具体的な施策として、1992年(平成4年)3月に、5か年の時限条例として「飯豊町ふるさと定住いいですね条例」(以下、「本条例」という。)を制定しました。本条例は、「町の活性化と住民福祉の向上を進めるため『豊かな住みよさと生きがいを実現し、飛躍する手づくりのまち いいで』を實踐していく原動力の定住化を図り、もって『いい人 いい四季 いいで町』を強力にアピールするとともに、自然あふれるふるさとに住んでいいですねと誰しもが思えるまちづくりに寄与すること」を目的としています。

4 「飯豊町ふるさと定住いいですね条例」の飯豊町らしい奨励措置

人生のターニングポイントにおいて、町としてお祝いさせていただき、定住への意識を少しでも高めていただく。そして、「飯豊町に住んでいいですね。」と言えるまちづくりにつなげるため、本条例は、五つの奨励措置で構成されました。

一つ目は、「Uターン者等定住奨励」。本町に転入したUターン者若しくはIターン者世帯の世帯主（又はその配偶者）が40歳未満の場合、奨励金として10万円を贈呈しました。加えて、米などのクーポン券や山林利用の場を提供しました。

二つ目は、「新規学卒者定住奨励」。新規学卒者で町内及び近隣市町の企業に勤務、若しくは就農等した場合、奨励金として3万円を贈呈しました。

三つ目は、「結婚祝」。満40歳未満で結婚した町内在住者に対し、5万円から10万円の結婚祝金を贈呈しました。町内在住者同士の結婚、町内在住者と町外在住者の結婚、町外在住者同士が結婚し町内へ転入した場合などは、組合せによって奨励金額が異なります。これは、人口増を目的とした施策であるため、町外からの転入に対し、感謝の志を加算しているからです。加えて、庭に植えるため、町木もみじなどを贈呈しました。

四つ目は、「出産祝」。第1子、第2子は1万円相当の祝品、第3子以降は、1歳の誕生日と3歳の誕生日にそれぞれ10万円ずつ祝金が贈られます。加えて、希望者には記念樹木を贈呈。もみじ、さくらんぼ、りんごなどの樹木を、御本人の希望に応じてお贈りしました。

五つ目は、「セカンドライフ奨励」。満40歳を過ぎた方、あるいはその家族で第二の人生を「ふるさといいで」に求めて転入した場合、いいで米や米沢牛、四季折々に開催されるイベント優待を組み合わせたクーポンを贈呈しました。

5 「飯豊町ふるさと定住いいですね条例」の変遷

1997年（平成9年）3月に終期を迎えた本条例は、その後、3年間若しくは5年間のスパンで内容の見直しを行ってきました。見直しに当たっては、社会環境や住民ニーズ、地域課題や地方自治体を取り巻く情勢の変化を的確に捉えて、奨励実績の分析や住民アンケートを実施して情報収集を行いました。町が実施する各事業や支援と併せて、総合的な視点で検討し、2016年（平成28年）4月からは、第7弾の条例を制定しています。

1997年から、5年間運用された本条例第2弾では、住宅改修に対する奨励及びUターン者等の調査交通費の奨励を行いました。調査交通費への奨励とは、Iターン者やUターン者が本町に戻ろうと考えた際、現状のふるさとを自分の目で確認する必要があります。その際の交通費を助成したものです。

2002年（平成14年）から、5年間運用

された本条例第3弾では、住宅の新築、増改築への奨励を追加しました。本町に定住する意思を有し、住宅を新築した場合には50万円、増改築した場合には10万円を奨励金として贈呈しました。

2007年（平成19年）から3年間運用された本条例第4弾では、中古住宅無償提供奨励を設け、U・Iターン者が中古住宅の無償提供を受けた場合、その中古住宅を無償提供した所有者に奨励品を贈呈しました。こうして、前年創設した「空き家バンク制度」との連携を図り、定住に不可欠な住まい提供の強化を行い、更なる定住化施策を進めました。また、地域経済を活性化するため、奨励を全て町内で使用できる商品券に変更したことも特徴です。

2010年（平成22年）から3年間運用された本条例第5弾では、住宅取得の際、町内事業者施工の場合は、10万円の奨励を加算。また、人生の節目にお祝いを贈り、「ふるさといいで」への誇りにつながるまちづくりを目指すため、住宅取得、結婚、出産に加え、入学祝を贈呈することとしました。新小学1年生及び新中学1年生の各校での入学式の際、町内で使用できる商品券を贈呈しました。2013年（平成25年）から3年間運用された本条例第6弾では、Iターン者の住宅取

得者に100万円、Uターン者の住宅取得者には50万円の奨励金を贈呈。新規就農者が住宅を取得した際も100万円の奨励を行いました。また、第3子以降の出産祝には、17万円の奨励金を贈呈しました。

6 「飯豊町ふるさと定住いいですね条例」の新条例スタート

このように、本条例は時流を捉えながら見直しを行い、24年間運用してきました。そして、引き続き定住対策に力を注ぐため、2016年4月、第7弾となる新たな条例を制定しました。

内容は、住宅取得に対する支援、結婚時や出産時のお祝い、子どもの小中学校への入学時のお祝いなど、人生の転換期や節目に継続的な支援を行い、町への定住を奨励するものです。移住者世帯はもとより、町内在住者への奨励の充実により、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、住民主体のまちづくりを実践する原動力の創出を図ることを目指しています。

本条例の制定に当たっては、住宅を取得した際、Iターン者世帯には100万円を、Uターン者世帯には50万円を、町内在住者には10万円を、いずれの場合にも町内建築業者による新築施工の場合は10万円を加算して贈呈

するという前条例の奨励内容を引き継ぎながら、次に記載する2点を新たに加え、奨励内容を拡充しました。

1点目は、農山村の暮らしに根づいた風土的な産業を継承するため、新規就農者に加え、林業従事者へも支援を拡充しました。基幹産業である農林業への従事者数は、減少傾向で推移しており、また従事者の60%以上が60歳以上となる高齢化の状況にあることから、担い手の確保と後継者育成、農地の保全・活用と耕作放棄地の解消が喫緊の課題となっているからです。また、町の総面積のうち約84%を占める山林について、木材価格の低迷や林業従事者不足、山林境界の不明確さ、松くい虫やナラ枯れ等により、森林の荒廃が進んでいることも同様に大きな課題です。町では、農林業の強化を図り、持続可能な農山村をつくるため、地域農業及び林業の担い手支援を行います。

2点目は、3世代同居世帯、子育て世帯、新婚世帯への住宅取得に支援を拡充しました。人口減少に歯止めをかけるためには、バランスのとれた人口構成の実現が不可欠です。山形県は、3世代同居率が高く、共働き家庭も多いことで知られています。しかし、本町においては、1世帯当たりの人員が減少傾向にあり、2015年(平成27年)で3・

2人となり、近年、核家族世帯や高齢者独居世帯の増加がみられるようになってきました。多世代同居による地域文化の継承や、世代間交流から生まれる豊かな心の育成と本町本来のゆとりある暮らしを創出することが重要です。町では、高齢者の孤立防止と子育て支援など、支え合い寄り添うという従来家族が持つべき役割と機能の補完や強化を期待し、3世代同居世帯、子育て世帯、新婚世帯へ重点的に住宅取得の支援を行うことにしました。

このほか、本条例では「すこやか出産祝」として、町内在住者の出産に際して第1子に3万円、第2子へ5万円の商品券を、第3子以降には17万円の祝金を贈呈しています。また、「ときめき結婚祝」として、1組につき3万円の商品券を、「めざみっ子入学祝」として、小中学校入学の際、1万円の商品券を贈呈しています。商品券は、持続的な購買力の維持と消費喚起による地域経済の循環を目的として、町内加盟店で活用できます。

7 おわりに

本町では、1992年の早い段階から、定住施策に力を入れてきました。そのため、本町の合計特殊出生率は、全国や山形県平均に比べ高い値で推移しています。2013年の

1・84の値は近隣市町と比較しても高く、国の長期ビジョンに示されている国民希望出生率1・80を超えています。しかし、人口置換水準2・07には達しておらず、また、出生数を上回る死亡数があるため、自然増は困難な状況にあり、人口減少が続いています。加えて、進学や就職、結婚などに起因する10代後半から20代前半の若年層の転出超過が著しく、合計特殊出生率の算定母数となる15歳から49歳までの女性の数が減少していることや、晩婚化、未婚化の傾向もみられます。住民の結婚や出産に対する希望を実現するためには、若年層の経済的不安を緩和し、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが必要です。

本町では、本条例だけではなく、子育て家庭の負担軽減を図るために18歳までの医療費を無償化しているほか、第3子以降の保育料の無料化及び保育料軽減に関する要件緩和などの子育て支援を行っています。また、空き家バンク制度や住宅リフォーム支援事業、木材製品利用住宅建築奨励助成金交付事業など住まいに関する支援策を設け、定住環境の整備を進めるほか、移住希望者に対し、本町の暮らしを体験できるお試し体験住宅の提供を行い、定住推進に関する取組を総合的に進めています。

本町のような農山村の将来を、明るい可能性に満ちたものになりたい、そのためにいま「未来へ種をまこう」。これが飯豊町の進むべき指針です。

特集 移住促進と自治体

●第42号 (2015年8月発売) 定価(本体1,150円+税)

・特集 スポーツ振興と自治体

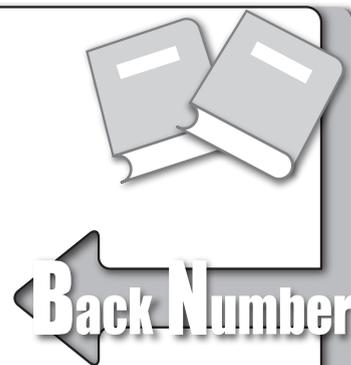
スポーツ振興とまちづくり～スポーツコミッションの可能性～
東京オリンピック・パラリンピック効果を地方創生に活かす
都市対抗野球「地域の元気 総務大臣賞」
さいたま市 公民連携のスポーツコミッションで地域を活性化する
新潟県見附市 市民の運動機会を増やし、「健幸都市」を目指す
山口県スポーツ推進条例
春日井市スポーツ振興基本条例

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

篠山市ふるさとの森づくり条例

・トピックス

空家等対策の推進に関する特別措置法及びガイドラインの概要
公職選挙法等の一部を改正する法律(選挙権年齢等の引下げ)の概要



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい (フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 FAX: 0120-953-495 URL: <http://gyosei.jp>)

受付時間: 月～金 9時から17時

Web
サイト